

貿易一般保険包括保険(機械設備)対象品目 (特約書附帯別表第2(附表))
新旧対照表

2022年1月1日
日本機械輸出組合

新(2022年1月1日)			旧		
HSコード	対象品目(9桁表示部分のもの)		HSコード	対象品目(9桁表示部分のもの)	
8414	気体ポンプ、真空ポンプ、気体圧縮機及びファン、換気用又は循環用のフード(ファンを自蔵するものに限るものとし、フィルターを取り付けてあるかないかを問わない。)並びに密閉形の生物学的安全キャビネット(フィルターを取り付けてあるかないかを問わない。)		8414	気体ポンプ、真空ポンプ、気体圧縮機及びファン並びに換気用又は循環用のフード(ファンを自蔵するものに限るものとし、フィルターを取り付けてあるかないかを問わない。)	
841470	000	一密閉形の生物学的安全キャビネット			(中略)
841480	000	一その他のもの	841480	000	その他のもの
		(省略)			(省略)
8418	冷蔵庫、冷凍庫その他の冷蔵用又は冷凍用の機器(電気式であるかないかを問わない。)及びヒートポンプ(第8415項のエアコンディショナーを除く。)		8418	冷蔵庫、冷凍庫その他の冷蔵用又は冷凍用の機器(電気式であるかないかを問わない。)及びヒートポンプ(第8415項のエアコンディショナーを除く。)	
841810		一冷凍冷蔵庫(それぞれ独立した外部扉若しくは引出し又はこれらを組み合わせたものを有するものに限る。)	841810		一冷凍冷蔵庫(それぞれ独立した外部扉を有するものに限る。)
	100	一 小売用の包装にしたもの(使用されたものを除く。)	100		一 小売用の包装にしたもの(使用されたものを除く。)
	900	一 その他のもの	900		一 その他のもの
		(中略)			(中略)
841850	000	一冷蔵及び展示用のその他の備付品(チェスト、キャビネット、展示用のカウンター、ショーケースその他これらに類するもので、冷蔵用又は冷凍用の機器を自蔵するものに限る)	841850	000	一冷蔵及び展示用のその他の備付品(チェスト、キャビネット、展示用のカウンター、ショーケースその他これらに類するもので、冷蔵用又は冷凍用の機器を自蔵するものに限る)
		(省略)			(省略)
8419	加熱、調理、ばい焼、蒸留、精留、滅菌、殺菌、蒸気加熱、乾燥、蒸発、凝縮、冷却その他の温度変化による方法により材料を処理する機器(理化学用のものを含み、電気加熱式のもの(第8514項の電気炉及びその他の機器を除く。))であるかないかを問わないものとし、家庭用のものを除く。)並びに瞬間湯沸器及び貯蔵式湯沸器(電気式のものを除く。)		8419	加熱、調理、ばい焼、蒸留、精留、滅菌、殺菌、蒸気加熱、乾燥、蒸発、凝縮、冷却その他の温度変化による方法により材料を処理する機器(理化学用のものを含み、電気加熱式のもの(第8514項の電気炉及びその他の機器を除く。))であるかないかを問わないものとし、家庭用のものを除く。)並びに瞬間湯沸器及び貯蔵式湯沸器(電気式のものを除く。)	
		(中略)			(中略)
		一乾燥機			一乾燥機
		削除	841932	000	一農産物用のもの
		削除			一木材用、紙パルプ用、紙用又は板紙用のもの
841935	000	一その他のもの(農作物用のものに限る。)			新規
841939	000	一その他のもの(木材用、紙パルプ用、紙用又は板紙用のものに限る。)	841939	000	一その他のもの
		(省略)			(省略)
8421	遠心分離機(遠心式脱水機を含む。)並びに液体又は気体のろ過機及び清浄機		8421	遠心分離機(遠心式脱水機を含む。)並びに液体又は気体のろ過機及び清浄機	
		一気体のろ過機及び清浄機			一気体のろ過機及び清浄機
		× 一内熱機関の吸気用のろ過機			× 一内熱機関の吸気用のろ過機
		(中略)			(中略)
842132	000	一内熱機関から排出された気体の清浄若しくはろ過用の触媒コンバーター又は微粒子捕集フィルター(結合してあるかないかを問わない。)			新規
842139	000	一その他のもの	842139	000	一その他のもの
		(省略)			(省略)
8428	その他の持上げ用、荷扱い用、積みみ用又は荷卸し用の機械(例えば、昇降機、エスカレーター、コンベヤ及びロープウェー)		8428	その他の持上げ用、荷扱い用、積みみ用又は荷卸し用の機械(例えば、昇降機、エスカレーター、コンベヤ及びロープウェー)	
		(中略)			(中略)
842870	000	一産業用ロボット			新規
842890	000	一その他の機械	842890	000	一その他の機械

貿易一般保険包括保険(機械設備)対象品目 (特約書附帯別表第2(附表))
新旧対照表

2022年1月1日
日本機械輸出組合

新(2022年1月1日)		旧		
HSコード	対象品目(9桁表示部分のもの)	HSコード	対象品目(9桁表示部分のもの)	
8438	飲食料品の調製業用又は製造業用の機械(動物性油脂、植物性油脂又は微生物性油脂の抽出用又は調製用の機械及びこの類の他の項に該当するものを除く。) (省略)	8438	飲食料品の調製業用又は製造業用の機械(動物性又は植物性の油脂の抽出用又は調製用の機械及びこの類の他の項に該当するものを除く。) (省略)	新「8438」→ 対象を明確にするため「微生物性油脂の抽出用・・」を除外。(新「847920000」に対象として明記)
8462	鍛造機、ハンマー、及び型鍛造機(圧延機を除く。)(プレスを含むものとし、金属加工用のものに限る。)並びにベンディングマシン、フォールディングマシン、ストレートニングマシン、フラットニングマシン、剪断機、パンチングマシン、ノッチングマシン及びニプリングマシン(引抜き機を除く。)(プレス、スリッター工程及び切断工程を含むものとし、金属加工用のものに限る。)並びにその他のプレス(金属又は金属炭化物の加工用のものに限る。) ー熱間鍛造用の鍛造機、型鍛造機(プレスを含む。)及びハンマー ー密閉型鍛造機 ーその他のもの ーベンディングマシン、フォールディングマシン、ストレートニングマシン及びフラットニングマシン(プレスブレーキを含む。)(圧延製品用のものに限る。) ー形状成形機 ー数値制御式のプレスブレーキ ー数値制御式のパネルベンダー ー数値制御式のロール成形機 ーその他の数値制御式のベンディングマシン、フォールディングマシン、ストレートニングマシン、及びフラットニングマシン ーその他のもの ースリッター機、切断機及びその他の剪断機(パンチング機能及び剪断機能を組み合わせた機械並びにプレスを除く。)(圧延製品用のものに限る。) ースリッター機及び切断機 ー数値制御式の剪断機 ーその他のもの ーパンチングマシン、ノッチングマシン及びニプリングマシン(プレスを除くものとし、パンチング機能及び剪断機能を組み合わせた機械を含む。)(圧延製品用のものに限る。) ー数値制御式のもの ーその他のもの ー炉心管、管、中空断面材及び棒用の機械(プレスを除く。) ー数値制御式のもの ーその他のもの ー冷間金属加工プレス ー液圧プレス ー機械プレス ーサーボプレス ーその他のもの ーその他のもの	鍛造機、ハンマー、ダイスタンピングマシン、ベンディングマシン、フォールディングマシン、ストレートニングマシン、フラットニングマシン、剪断機、パンチングマシン及びノッチングマシン(プレスを含むものとし、金属加工用のものに限る。)並びにその他のプレス(金属又は金属炭化物の加工用のものに限る。) ー鍛造機及びダイスタンピングマシン(プレスを含む)並びにハンマー ーベンディングマシン、フォールディングマシン、ストレートニングマシン及びフラットニングマシン(プレスを含む。) ー数値制御式のもの ーその他のもの ー剪断機(プレスを含むものとし、パンチング機能及び剪断機能を組み合わせた機械を除く。) ー数値制御式のもの ーその他のもの ーパンチングマシン及びノッチングマシン(パンチング機能及び剪断機能を組み合わせた機械並びにプレスを含む。) ー数値制御式のもの ーその他のもの ー液圧プレス ーその他のもの	機器名及び分類の変更	
846211	000	846210	000	
846219	000			
846222	000	846221	000	
846229	000	846229	000	
846232	000	846231	000	
846233	000			
846239	000	846239	000	
846242	000	846241	000	
846249	000	846249	000	
846251	000			
846259	000			
846261	000			
846262	000			
846263	000			
846269	000			
846290	000	846291	000	
		846299	000	

貿易一般保険包括保険(機械設備)対象品目 (特約書附帯別表第2(附表))
新旧対照表

2022年1月1日
日本機械輸出組合

新(2022年1月1日)			旧		
HSコード	対象品目(9桁表示部分のもの)		HSコード	対象品目(9桁表示部分のもの)	
8479	機械類(固有の機能を有するものに限るものとし、この類の他の項に該当するものを除く。) (中略)		8479	機械類(固有の機能を有するものに限るものとし、この類の他の項に該当するものを除く。) (中略)	
847920	000	—動物性油脂、植物性油脂または微生物性油脂の抽出用又は調製用の機械 (省略)	847920	000	—動物性又は植物性の油脂の抽出用又は調製用の機械 (省略)
8501	電動機及び発電機(原動機とセットにした発電機を除く。) (中略)		8501	電動機及び発電機(原動機とセットにした発電機を除く。) (中略)	
850131	200	—その他の直流電動機及び直流発電機(光発電機を除く。) —出力が750ワット以下のもの —直流発電機	850131	200	—その他の直流電動機及び直流発電機 —出力が750ワット以下のもの —直流発電機
850132	000	—出力が750ワットを超え75キロワット以下のもの	850132	000	—出力が750ワットを超え75キロワット以下のもの
850133	000	—出力が75キロワットを超え375キロワット以下のもの	850133	000	—出力が75キロワットを超え375キロワット以下のもの
850134	000	—出力が375キロワットを超えるもの (中略)	850134	000	—出力が375キロワットを超えるもの (中略)
850161	000	—交流発電機(光発電機を除く。) —出力が75キロボルトアンペア以下のもの	850161	000	—交流発電機 —出力が75キロボルトアンペア以下のもの
850162	000	—出力が75キロボルトアンペアを超え 375キロボルトアンペア以下のもの	850162	000	—出力が75キロボルトアンペアを超え 375キロボルトアンペア以下のもの
850163	000	—出力が 375キロボルトアンペアを超え 750キロボルトアンペア以下のもの	850163	000	—出力が 375キロボルトアンペアを超え 750キロボルトアンペア以下のもの
850164	000	—出力が 750キロボルトアンペアを超えるもの —直流光発電機	850164	000	—出力が 750キロボルトアンペアを超えるもの 新規
850171	000	—出力が50ワット以下のもの			
850172	000	—出力が50ワットを超えるもの			
850180	000	—交流光発電機			新規
8514	工業用又は理化学用の電気炉(電磁誘導又は誘電損失により機能するものを含む。)及び工業用又は理化学用のその他の機器(電磁誘導又は誘電損失により物質を加熱処理するものに限る。) —抵抗加熱炉 —熱間静水圧プレス —その他のもの (中略)		8514	工業用又は理化学用の電気炉(電磁誘導又は誘電損失により機能するものを含む。)及び工業用又は理化学用のその他の機器(電磁誘導又は誘電損失により物質を加熱処理するものに限る。) —抵抗加熱炉 (中略)	
851411	000	—熱間静水圧プレス	851410	000	—抵抗加熱炉
851419	000	—その他のもの			
851431	000	—電子ビーム炉	851430	000	—その他の炉
851432	000	—プラズマアーク炉及び真空アーク炉			
851439	000	—その他のもの (省略)			(省略)
8517	電話機(スマートフォン及び携帯回線網用その他の無線回線網用のその他の電話を含む。)及びその他の機器(音声、画像その他のデータを送受信するものに限るものとし、有線又は無線回線網(例えば、ローカルエリアネットワーク(LAN)又はワイドエリアネットワーク(WAN))用の通信機器を含む。)(第8443項、第8525項、第8527項及び第8528項の送受信機器を除く。) (中略)		8517	電話機(携帯回線網用その他の無線回線網用の電話を含む。)及びその他の機器(音声、画像その他のデータを送受信するものに限るものとし、有線又は無線回線網(例えば、ローカルエリアネットワーク(LAN)又はワイドエリアネットワーク(WAN))用の通信機器を含む。)(第8443項、第8525項、第8527項及び第8528項の送受信機器を除く。) (中略)	
851771	000	—一部分品<有線電話用又は有線電信用のものに限る。>	851770	000	—一部分品<有線電話用又は有線電信用のものに限る。>
851779	000	—アンテナ及びアンテナ反射器並びにこれらに使用する部分品 —その他のもの			

貿易一般保険包括保険(機械設備)対象品目 (特約書附帯別表第2(附表))
新旧対照表

2022年1月1日
日本機械輸出組合

新(2022年1月1日)		旧		
HSコード	対象品目(9桁表示部分のもの)	HSコード	対象品目(9桁表示部分のもの)	
8701	トラクター(第8709項のトラクターを除く。) (中略) ーセミトレーラー用の道路走行用トラクター	8701	トラクター(第8709項のトラクターを除く。) (中略)	新「870121000」～「870124000」、「870129000」→ 旧「870120000」より細分化
870121	000 ーピストン式圧縮点火内燃機関(ディーゼルエンジン又はセミディーゼルエンジン)のみを搭載したもの	870120	000 ーセミトレーラー用の道路走行用トラクター	
870122	000 ー駆動原動機としてピストン式圧縮点火内燃機関(ディーゼルエンジン又はセミディーゼルエンジン)及び電動機を搭載したもの			
870123	000 ー駆動原動機としてピストン式火花点火内燃機関及び電動機を搭載したもの			
870124	000 ー駆動原動機として電動機のみを搭載したもの			
870129	000 ーその他のもの (省略)		(省略)	
8702	10人以上の人員(運転手を含む。)の輸送用の自動車 (中略)	8702	10人以上の人員(運転手を含む。)の輸送用の自動車 (中略)	新「870230」→ 旧「870230」中の「(往復動機関に限る。)」を削除 (旧「870290 その他のもの」から分離)
870230	ー駆動原動機としてピストン式火花点火内燃機関及び電動機を搭載したもの	870230	ー駆動原動機としてピストン式火花点火内燃機関(往復動機関に限る。)及び電動機を搭載したもの	
100	ー中古のもの	100	ー中古のもの	
900	ーその他のもの (中略)	900	ーその他のもの (中略)	
870290	ーその他のもの	870290	ーその他のもの	
100	ーロックダウンのもの	100	ーロックダウンのもの	
	ーその他のもの		ーその他のもの	
	910 ー中古のもの		910 ー中古のもの	
	920 ーその他のもの		920 ーその他のもの	
8703	乗用自動車その他の自動車(ステーションワゴン及びレーシングカーを含み、主として人員の輸送用に設計したものに限り、第8702項のものを除く。) (中略)	8703	乗用自動車その他の自動車(ステーションワゴン及びレーシングカーを含み、主として人員の輸送用に設計したものに限り、第8702項のものを除く。) (中略)	新「8703」→ 旧「8703」中の「(往復動機関に限る。)」を削除 (旧「870390 その他のもの」から分離)
870321	ーその他の車両(ピストン式火花点火内燃機関のみを搭載したものに限り。) ーシリンダー容積が1,000立方センチメートル以下のもの (中略)	870321	ーその他の車両(ピストン式火花点火内燃機関(往復動機関に限る。)のみを搭載したものに限り。) ーシリンダー容積が1,000立方センチメートル以下のもの (中略)	
870322	ーシリンダー容積が1,000立方センチメートルを超え1,500立方センチメートル以下のもの (中略)	870322	ーシリンダー容積が1,000立方センチメートルを超え1,500立方センチメートル以下のもの (中略)	
870323	ーシリンダー容積が1,500立方センチメートルを超え3,000立方センチメートル以下のもの (中略)	870323	ーシリンダー容積が1,500立方センチメートルを超え3,000立方センチメートル以下のもの (中略)	
870324	ーシリンダー容積が3,000立方センチメートルを超えるもの (中略)	870324	ーシリンダー容積が3,000立方センチメートルを超えるもの (中略)	
	ーその他の車両(ピストン式圧縮点火内燃機関(ディーゼルエンジン又はセミディーゼルエンジン)のみを搭載したものに限り。) (中略)		ーその他の車両(ピストン式圧縮点火内燃機関(ディーゼルエンジン及びセミディーゼルエンジン)のみを搭載したものに限り。) (中略)	
870340	ーその他の車両(駆動原動機としてピストン式火花点火内燃機関及び電動機を搭載したものに限り、外部電源に接続することにより充電することができるものを除く。) (中略)	870340	ーその他の車両(駆動原動機としてピストン式火花点火内燃機関(往復動機関に限る。)及び電動機を搭載したものに限り、外部電源に接続することにより充電することができるものを除く。) (中略)	
870350	ーその他の車両(駆動原動機としてピストン式圧縮点火内燃機関(ディーゼルエンジン又はセミディーゼルエンジン)及び電動機を搭載したものに限り、外部電源に接続することにより充電することができるものを除く。)	870350	ーその他の車両(駆動原動機としてピストン式圧縮点火内燃機関(ディーゼルエンジン及びセミディーゼルエンジン)及び電動機を搭載したものに限り、外部電源に接続することにより充電することができるものを除く。)	

貿易一般保険包括保険(機械設備)対象品目 (特約書附帯別表第2(附表))
新旧対照表

2022年1月1日
日本機械輸出組合

新(2022年1月1日)		旧	
HSコード	対象品目(9桁表示部分のもの) (中略)	HSコード	対象品目(9桁表示部分のもの) (中略)
870360	—その他の車両(駆動原動機としてピストン式火花点火内燃機関及び電動機を搭載したもので、外部電源に接続することにより充電することができるものに限る。)	870360	—その他の車両(駆動原動機としてピストン式火花点火内燃機関(往復動機関に限る。)及び電動機を搭載したもので、外部電源に接続することにより充電することができるものに限る。)
870370	—その他の車両(駆動原動機としてピストン式圧縮点火内燃機関(ディーゼルエンジン又はセミディーゼルエンジン)及び電動機を搭載したもので、外部電源に接続することにより充電することができるものに限る。)	870370	—その他の車両(駆動原動機としてピストン式圧縮点火内燃機関(ディーゼルエンジン及びセミディーゼルエンジン)及び電動機を搭載したもので、外部電源に接続することにより充電することができるものに限る。)
870390 100 900	—その他のもの —中古のもの —その他のもの	870390 100 900	—その他のもの —中古のもの —その他のもの
8704	貨物自動車 (中略) —その他のもの(ピストン式圧縮点火内燃機関(ディーゼルエンジン又はセミディーゼルエンジン)のみを搭載したものに限る。)	8704	貨物自動車 (中略) —その他のもの(ピストン式圧縮点火内燃機関(ディーゼルエンジン及びセミディーゼルエンジン)を搭載したものに限る。)
870421	—車両総重量が5トン以下のもの (中略)	870421	—車両総重量が5トン以下のもの (中略)
870422	—車両総重量が5トンを超え20トン以下のもの (中略)	870422	—車両総重量が5トンを超え20トン以下のもの (中略)
870423	—車両総重量が20トンを超えるもの (中略)	870423	—車両総重量が20トンを超えるもの (中略)
870431	—その他のもの(ピストン式火花点火内燃機関のみを搭載したものに限る。) —車両総重量が5トン以下のもの (中略)	870431	—その他のもの(ピストン式火花点火内燃機関を搭載したものに限る。) —車両総重量が5トン以下のもの (中略)
870432	—車両総重量が5トンを超えるもの (中略)	870432	—車両総重量が5トンを超えるもの (中略)
870441	—その他のもの(駆動原動機としてピストン式圧縮点火内燃機関(ディーゼルエンジン又はセミディーゼルエンジン)及び電動機を搭載したものに限る。) —車両総重量が5トン以下のもの 100 —ノックダウンのもの —その他のもの —シリンダー容積が2,000立方センチメートル以下のもの 915 —中古のもの 919 —その他のもの —シリンダー容積が2,000立方センチメートルを超えるもの 925 —中古のもの 929 —その他のもの		新規
870442	—車両総重量が5トンを超え20トン以下のもの 100 —ノックダウンのもの —その他のもの —シリンダー容積が4,500立方センチメートル以下のもの 915 —中古のもの 919 —その他のもの —シリンダー容積が4,500立方センチメートルを超えるもの 925 —中古のもの 929 —その他のもの		

新「870421」～「870423」→
対象を明確にするため「...のみを搭載した...」に限定

新「870431」、「870432」→
対象を明確にするため「...のみを搭載した...」に限定

新「870411～870413、870431～870432、
870441～870443、870451～870452、870460」→
「電動機を搭載したもの」として新設

貿易一般保険包括保険(機械設備)対象品目 (特約書附帯別表第2(附表))
新旧対照表

2022年1月1日
日本機械輸出組合

新(2022年1月1日)		旧	
HSコード	対象品目(9桁表示部分のもの)	HSコード	対象品目(9桁表示部分のもの)
870443	<p>---車両総重量が20トンを超えるもの</p> <p>100 ---ノックダウンのもの</p> <p>---その他のもの</p> <p>910 ---中古のもの</p> <p>920 ---その他のもの</p> <p>---その他のもの(駆動原動機としてピストン式火花点火内燃機関及び電動機を搭載したものに限る。)</p>		
870451	<p>---車両総重量が5トン以下のもの</p> <p>100 ---ノックダウンのもの</p> <p>---その他のもの</p> <p>---シリンダー容積が2,000立方センチメートル以下のもの</p> <p>915 ---中古のもの</p> <p>919 ---その他のもの</p> <p>---シリンダー容積が2,000立方センチメートルを超えるもの</p> <p>925 ---中古のもの</p> <p>929 ---その他のもの</p>		
870452	<p>---車両総重量が5トンを超えるもの</p> <p>---シリンダー容積が4,500立方センチメートル以下のもの</p> <p>915 ---中古のもの</p> <p>919 ---その他のもの</p> <p>---シリンダー容積が4,500立方センチメートルを超えるもの</p> <p>925 ---中古のもの</p> <p>929 ---その他のもの</p>		
870460	<p>---その他の物(駆動原動機として電動機のみを搭載したものに限る。)</p> <p>100 ---中古のもの</p> <p>900 ---その他のもの</p>		
870490	<p>---その他のもの</p> <p>100 ---中古のもの</p> <p>900 ---その他のもの</p>	870490	<p>---その他のもの</p> <p>100 ---中古のもの</p> <p>900 ---その他のもの</p>
8708	<p>部分品及び付属品(第8701項から第8705項までの自動車のものに限る。)</p> <p>(中略)</p> <p>---車体(運転室を含む。)のその他の部分品及び付属品</p> <p>(中略)</p>	8708	<p>部分品及び付属品(第8701項から第8705項までの自動車のものに限る。)</p> <p>(中略)</p> <p>---車体(運転室を含む。)のその他の部分品及び付属品</p> <p>(中略)</p>
870821	000 ---シートベルト<補修用のものを除く。>	870821	000 ---シートベルト<補修用のものを除く。>
870822	000 ---この類の号注1のフロントガラス(風防)、後部の窓及びその他の窓<補修用のものを除く。>		新規
870829	000 ---その他のもの<補修用のものを除く。>	870829	000 ---その他のもの<補修用のものを除く。>
	(省略)		(省略)
8802	<p>その他の航空機(例えば、ヘリコプター及び飛行機。第88.06項の無人航空機を除く。)並びに宇宙飛行体(人工衛星を含む。)及び打上げ用ロケット</p> <p>(省略)</p>	8802	<p>その他の航空機(例えば、ヘリコプター及び飛行機)並びに宇宙飛行体(人工衛星を含む。)及び打上げ用ロケット</p> <p>(省略)</p>
			<p>新「8802」→</p> <p>「無人航空機」を除外</p> <p>(新「8806」として新設)</p>

貿易一般保険包括保険(機械設備)対象品目 (特約書附帯別表第2(附表))
新旧対照表

2022年1月1日
日本機械輸出組合

新(2022年1月1日)		旧		
HSコード	対象品目(9桁表示部分のもの)	HSコード	対象品目(9桁表示部分のもの)	
8803	削除	8803	部分品(第8801項又は第8802項の物品のものに限る。) 880310 000 -プロペラ及び回転翼並びにこれらの部品 880320 000 -着陸装置及びその部分品 880330 000 -飛行機又はヘリコプターのその他の部分品 880390 000 -その他のもの	旧「8803」→ 削除 (新「8807」として新設)
8806	無人航空機 880610 -旅客の輸送用に設計したもの -その他のもの(遠隔制御飛行専用のものに限る。) 880621 000 -最大離陸重量が250グラム以下のもの 880622 000 -最大離陸重量が250グラムを超え7キログラム以下のもの 880623 000 -最大離陸重量が7キログラムを超え25キログラム以下のもの 880624 000 -最大離陸重量が25キログラムを超え150キログラム以下のもの 880629 000 -その他のもの 880691 000 -最大離陸重量が250グラム以下のもの 880692 000 -最大離陸重量が250グラムを超え7キログラム以下のもの 880693 000 -最大離陸重量が7キログラムを超え25キログラム以下のもの 880694 000 -最大離陸重量が25キログラムを超え150キログラム以下のもの 880699 000 -その他のもの			新「8806」→ 「無人航空機」として新設 (旧「8802」より除外)
8807	部分品(第88.01項、第88.02項又は第88.06項の物品のものに限る) 880710 000 -プロペラ及び回転翼並びにこれらの部品 880720 000 -着陸装置及びその部分品 880730 000 -飛行機又はヘリコプターのその他の部分品 880790 000 -その他のもの			新「8807」→ 新「8806」の物品の部分品を含めて新設 (旧「8803」を削除)
9022	エックス線、アルファ線、ベータ線、ガンマ線その他の電離放射線を使用する機器(放射線写真用又は放射線療法用のものを含むものとし、医療用又は獣医用のものであるかないかを問わない。)、高電圧発生機、制御盤、スクリーン並びに検査用又は処置用の机、椅子その他これらに類する物品及びエックス線管その他のエックス線の発生機 (中略) -アルファ線、ベータ線又は、ガンマ線その他の電離放射線を使用する機器(放射線写真用又は放射線療法用のものを含むものとし、医療用又は獣医用のものであるかないかを問わない。) (中略) -その他のもの(部分品及び附属品を含む。) 902290 910 -医療用のもの 902290 990 -その他のもの	9022	エックス線、アルファ線、ベータ線又はガンマ線を使用する機器(放射線写真用又は放射線療法用のものを含むものとし、医療用又は獣医用のものであるかないかを問わない。)、高電圧発生機、制御盤、スクリーン並びに検査用又は処置用の机、いすその他これらに類する物品及びエックス線管その他のエックス線の発生機 (中略) -アルファ線、ベータ線又はガンマ線を使用する機器(放射線写真用又は放射線療法用のものを含むものとし、医療用又は獣医用のものであるかないかを問わない。) (中略) -その他のもの(部分品及び附属品を含む。) 902290 910 -医療用のもの 902290 990 -その他のもの	新「9022」→ 「その他の電離放射線を使用する機器・・・」を対象として明記。 新「902290」→ 「その他の電離放射線を使用する機器・・・」を対象として明記。(旧「902290」より分離)
9406	プレハブ建築物 (中略) 940620 000 -鋼製のモジュール式建築ユニット 940690 000 -その他のもの	9406	プレハブ建築物 (中略) 新規 940690 000 -その他のもの	新「940620000」→ 旧「940690000 その他のもの」より分離して新設